

「看護師修学資金貸与制度」創設 25年度貸与分の募集を開始

2013年3月21日
静岡県立静岡がんセンター

静岡がんセンターでは、将来の日本のがん看護を担う看護師の育成に力を入れております。その一環として、がん看護を目指す看護学生を支援する修学資金貸与制度を創設しました。平成25年度貸与分の募集を開始いたします。

記

- 1 目 的 静岡がんセンターにおいて看護師として勤務しようとする看護学生に対して修学資金を貸与することにより、静岡がんセンターの看護師の充足及び資質の向上に資することを目的とします。
- 2 対 象 者 看護師を養成する施設*に在学している方で、卒業後、直ちに静岡がんセンターの看護師として勤務を希望する方
*大学看護学部、短期大学看護学科、看護専門学校等
- 3 貸 与 額 月額50,000円（年間600,000円）
- 4 貸与期間 最初の貸与決定を受けたときから正規の修学期間に限り貸与を受けることが可能です。
＜例＞
大学（4年制）の3年生で貸与を受ける場合・・・3年生と4年生の2年間
専門学校（3年制）の3年生で貸与を受ける場合・・・3年生の1年間
- 5 返還方法 貸与した期間と同じ期間内で毎月均等払い
- 6 返還の免除 看護師免許を取得後、直ちに静岡がんセンターの看護師として、修学資金を貸与された期間に相当する期間を勤務した場合は、返還債務の全額が免除されます。
＜例＞大学（4年制）の3、4年生の2年間、貸与を受けた場合
⇒ 2年間看護師の業務に従事した場合に全額が免除されます。
- 7 募集期間 平成25年4月1日(月)～24日(水)
*郵送の場合は、24日の消印まで有効
*必要な様式等は静岡がんセンターホームページから入手できます。

※本リリースに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

静岡県立静岡がんセンター マネジメントセンター 医療広報担当 TEL 055(989)5222